

# 第6章

## まちづくりの推進に向けて



# 第6章 まちづくりの推進に向けて

## 1. まちづくりの推進に向けた基本的な考え方....

### (1) 連携と協働によるまちづくり

本計画では、「価値ある資源をいかし 一步先の暮らしやすさへ」をこれからのまちづくりの基本理念に掲げ、誰もが「住みたい、働きたい、訪れたい」と思える「にぎわいあふれ 交流広がる みどりとふれあいながら快適に暮らせるまち」の実現を目指しています。

このようなまちを実現するためには、行政の取組に対する市民の理解と協力が不可欠となります。さらには、市民がまちづくりへ主体的に参画し、お住まいの地域における住民の合意形成や協力体制の構築に行政と一体となって取り組むことが重要となります。

また、まちは民間企業や各種団体など様々な事業者が活動する場でもあるため、これらの主体と行政が連携し、効果的かつ効率的にまちづくりを進めていくことも大切です。

以上を踏まえて、本市では、市民、事業者、市がそれぞれの役割を果たしながら、連携と協働によるまちづくりを推進していきます。

#### 《市民の役割》

まちづくりに関する知識を深め、お住いの地域のまちづくりの取組へ主体的に参画することが求められます。

#### 《事業者の役割》

市や地域のまちづくりの方針を理解し、市民や行政が進めるまちづくりに積極的に協力することが求められます。

#### 《市の役割》

本計画に掲げる事業を着実に推進するとともに、市民や事業者がまちづくりに参画しやすい環境を整えます。具体的には、まちづくりに関する情報の提供、市の取組に対する協力体制の構築、市民のまちづくり活動の支援などが挙げられます。

図 66 連携と協働のイメージ



## 1) 市民や事業者との連携・協働を促す環境づくり

市民や事業者との連携・協働によるまちづくりを推進するために市が行う主な取組を整理します。

### ①まちづくりに関する情報提供の推進

まちづくりの制度や各種施策・事業の必要性及び効果について市民や事業者理解を深め  
てもらうため、広報紙やホームページなど様々な情報媒体を活用し、まちづくりに関する情  
報を積極的に提供します。

### ②市の取組に対する協力体制の構築

市が事業を進める際は、市民や事業者の理解と協力を得るとともに、関係する方々の意見  
を十分に踏まえる必要があります。自治会や各地区ハートピアまちづくり協議会などを通じた  
市民との協力体制や、協定などに基づく事業者との協力体制を構築し、円滑な事業の推進を  
図ります。

### ③市民・事業者のまちづくり活動の支援

これからも住みよいまちをつくるためには、市民や事業者がまちづくりへ主体的に関わるこ  
とが重要となります。市民や事業者が主体のまちづくり活動に対する助成制度の創設、まち  
づくりに関する都市計画\*を提案できる制度の普及・活用、まちづくりに関する講座の開催な  
どを通じて、市民や事業者がまちづくりへ積極的に関われる環境の整備に取り組みます。

## 2) 関係機関との連携

国や県に対し、広域的な見地から各種制度の創設や事業の推進を要請するとともに、県や近隣  
市町村などの関係機関と連携を図りながらまちづくりを進めていきます。また、まちづくりに関わ  
りがある大学などの機関とも協力し、専門的な知見も取り入れながら各種取組を進めていきます。

## 3) 庁内の連携

本計画は、主に生活基盤分野における中長期的な基本方針であることから、今後、各担当部署  
では、本計画に即して個別計画の策定や具体的な事業を進めていきます。また、庁内横断的な  
対応が求められる取組については、庁内検討組織の設置や連絡会議の開催を通じて着実に推進し  
ていきます。

\*都市計画(P142)

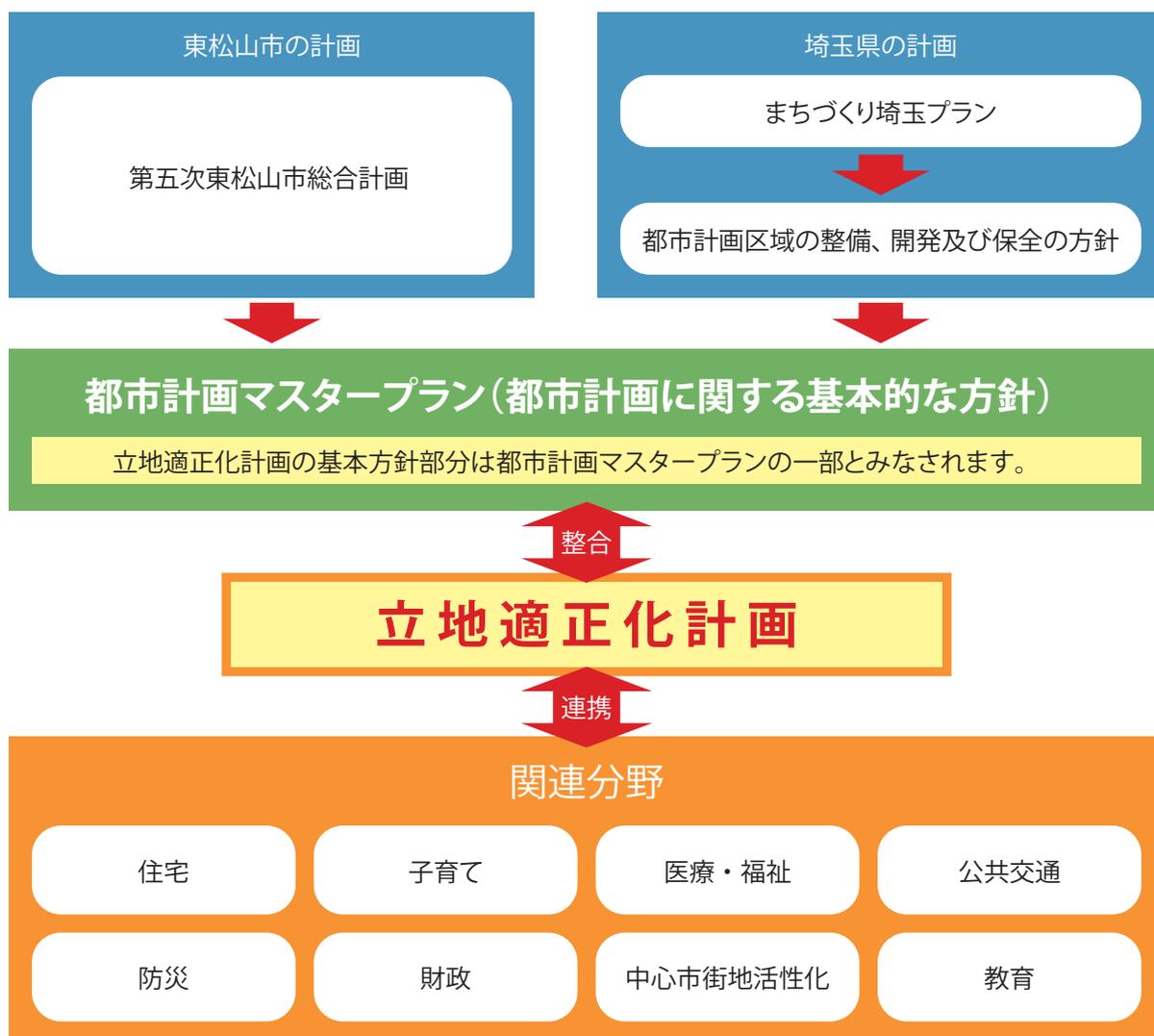
## (2) 立地適正化計画と連携したまちづくり

平成 26 年 8 月に都市再生特別措置法の改正により創設された「立地適正化計画\*制度」は、将来の人口減少や高齢化を見据え、暮らしに必要な各種施設（＝都市機能\*）や居住の維持・誘導の方針を定めるものです。これは、従来の土地利用規制によるまちづくりに加えて、都市機能\*の集積や居住の誘導などにより、誰もが快適に暮らせる持続可能なまちを目指す計画であり、その基本方針部分は都市計画マスタープランの一部とみなされます。

本市では、都市計画マスタープランの改定と併せて立地適正化計画\*を策定しています。立地適正化計画\*では、都市計画マスタープランの将来都市構造を踏まえて、まちの核及びまちの副次核を中心に「都市機能誘導区域\*」、「誘導施設\*」及び「居住誘導区域\*」を設定するとともに、誘導を促すための施策を整理しています。

今後は、両計画を一体的に進めることで、便利でにぎわいのある中心市街地の形成、住宅地の人口密度の維持、持続性の高い公共交通ネットワークの形成などを図り、人口減少時代においても「選ばれる」まちを目指していきます。

図 67 立地適正化計画の位置付け



\*立地適正化計画(P144) \*都市機能(P142) \*都市機能誘導区域(P142) \*誘導施設(P144) \*居住誘導区域(P139)

## 2. 計画の進行管理 .....

まちづくりは、中長期的な計画に基づく継続的な取組です。まちの将来像を計画的かつ効果的に実現するためには、計画に位置付けられた各取組の進捗状況を適宜検証するとともに、社会情勢や都市構造の変化、上位計画の変更などに応じて、計画の内容を適切に見直していく必要があります。

以上のことから、都市計画マスタープランは以下のP（計画）・D（実行）・C（評価）・A（見直し）サイクルに基づき、計画の進行を継続的に管理していきます。

### ①計画の策定(P)

都市計画マスタープランで定めた分野別方針及び地域別方針に基づき、個別事業の検討や個別計画の策定を進めます。

### ②計画の実行(D)

市民や事業者との協働により個別事業に取り組みます。また、個別計画で定めた取組については、当該計画に基づき進めます。

市民や事業者は、市の支援を受けながら、主体的にまちづくりに取り組みます。

### ③計画の評価(C)

都市計画マスタープランに基づき実施された個別事業は、概ね5年ごとに実施状況を確認し、その進捗を評価します。また、個別計画で定めた取組についても同様に確認します。この評価は、事業の継続、拡大、廃止など、計画の見直しの参考とします。

### ④計画の見直し(A)

評価を踏まえながら、社会情勢や都市構造の変化、上位計画などとの整合に配慮し、市民のニーズに合った計画となるよう、必要に応じて都市計画マスタープランを見直します。

図68 PDCAサイクルのイメージ

